

事 務 連 絡
平成 27 年 11 月 6 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局経済課

薬価に係る相談について

厚生労働省医政局経済課では、薬価に係る事前相談等について、厚生労働省内において随時個別に実施しているところですが、実施の事実について知らないとの声が寄せられているところです。また、新たな医薬品の開発に当たり、既存の薬価算定ルールの内容や注意事項、薬価の見通し等について、治験前、薬事承認申請前等の各開発段階に応じて、随時相談可能な仕組みを整備してほしいとの要望もあることから、今般、価格予見性の向上のため、薬価に係る事前相談等については随時受け付けていることを改めてお知らせします。

薬価に係る事前相談等の実施手順については下記としますので、関係者に周知をお願いします。

記

薬価に係る事前相談等を希望する者は、予め別紙様式に希望日時及び相談事項等を記載し、医政局経済課へファクシミリにて申込みを行うこと。ただし、従来と同様の方法（電話、メール等）による申込みを妨げるものではない。

相談の日時が決定した場合には、医政局経済課より希望者に対し連絡を行う。

